

## 長浜バイオ大学大学院バイオサイエンス研究科 修士論文審査および試験実施要項（内規）

（2008年10月7日研究科委員会承認）

### （趣 旨）

**第1条** 本要項は、「長浜バイオ大学大学院学則」「長浜バイオ大学学位規程」に基づき、修士論文審査ならびに修了試験の実施に関する必要事項を定める。

### （修士論文審査願の提出）

**第2条** 修士論文を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得て、3月修了予定者は11月の別に定める日、9月修了予定者は5月の別に定める日のそれぞれ午後5時までに、「修士論文審査願」を研究科長（学生教育推進機構事務室教務担当）に提出する。

### （修士論文および論文内容の要旨の提出）

**第3条** 修士論文および論文内容の要旨の提出期限は、3月修了予定者は2月の別に定める日、9月修了予定者は8月の別に定める日のそれぞれ午後5時までとする。

- 2 修士論文および論文内容の要旨の提出部数は各3部とする。
- 3 修士論文および論文内容の要旨は、指導教員の承認を得て、研究科長（学生教育推進機構事務室教務担当）に提出するものとする。
- 4 研究科長は、受理した修士論文および論文内容の要旨を審査委員会に付託するものとする。

### （修士論文の審査および試験）

**第4条** 審査委員会の組織については、「長浜バイオ大学学位規程」第12条の定めに従い、これを行う。

- 2 審査委員会は、修士論文の審査にあたり、論文に概評を付し、「合格」または「不合格」にて評価を決定する。
- 3 試験は、以下に定める基準に準じて行う修士論文審査を中心に、これに関連ある科目について試問を行うこととし、製本原稿の提出をもって終了する。
  - (1) 研究課題の背景や意義について十分に知識の整理がなされているか。
  - (2) 研究の目的が明確で適切な研究（調査・実験）方法が採用されているか。
  - (3) 実験データや調査結果について、結果に基づき具体的な分析・考察がなされているか。
  - (4) 当該研究領域における専門的知識・技術を習得できているか。
  - (5) 自らの研究成果を明確に説明できるプレゼンテーション能力が身につけているか。
  - (6) 国際化に対応できるコミュニケーション能力が修得できているか。
- 4 試験は、3月修了予定者については2月末日、9月修了予定者については、8月末日までに終了するものとする。

### （修士論文審査会）

**第5条** 修士論文審査会は、教員ならびに学生に公開する。ただし、当該論文の内容が知的財産を含む内容で秘密保持が必要な場合は、非公開とすることができる。

- 2 審査会を非公開にする場合は、秘密保持誓約（別紙1）に署名した者のみ参加できるものとする。
- 3 第2項の場合は、指導教員は、事前に「非公開審査会開催申請」（別紙2）を研究科長に提出するものとする。
- 4 修士論文審査会における質疑を以って、試問に代えることができるものとする。

**(修士論文の製本原稿提出)**

**第6条** 修士論文の製本原稿提出期限は、3月修了予定者、9月修了予定者ともにそれぞれ別に定める日の午後5時までとする。

2 提出部数は1部とし、指導教員の承認を得て、研究科長（学生教育推進機構事務室教務担当）に提出するものとする。

3 提出された製本原稿は、学生教育推進機構事務室教務担当が取りまとめるものとする。

4 製本された修士論文の保存については別に定める。

**(事務)**

**第7条** この要項に関する事務は、大学院教育推進機構事務室が担当する。

**(改廃)**

**第8条** この要項の改廃は、研究科委員会が行う。

**附則**

この要項は、2008年10月7日から施行する。

**附則**

この要項は、2009年9月15日に改正・施行する。但し、2009年4月1日から適用する。

(第1条、第2条、第3条第1項、第4条第4項、第5条、第6条第1項、第6条第3項改正)

**附則**

この要項は、2014年4月1日に改正し、即日施行する。

**附則**

この要項は、2015年11月17日に改正し、2016年4月1日から施行する。(第4条第3項改正)

**附則**

この要項は、2022年1月18日に改正・施行する。但し、2021年4月1日から適用する。

(第5条改正、第7条、別紙1、別紙2追加)



[別紙 2]

## 非公開審査会開催申請書

年 月 日

長浜バイオ大学大学院  
研究科長

殿

〈研究室指導教員〉

所 属

職 名

氏 名

印

以下のとおり非公開の論文審査会を開催して頂きたい、下記のとおり申請します。

### 記

1. 非公開開催の理由 :
2. 発 表 者 :
3. 当該審査会に係る資料の発行日 :      年      月      日 (      )
4. そ の 他 特 記 事 項 :

以上

※配付資料には必ず「学外秘」、「発表内容に秘密保持の義務を負う」と明記してください。  
指導教員は、配付資料を回収し、保管あるいは破棄してください。

【注意事項】 特許出願が終了するまでに下記の点にご注意ください。

a) 指導教員 :

学生の論文について、「論文のデータ化」、「論文要旨の冊子化」「論文の冊子化」、「紀要への要約提供」が行われないよう秘密の状態を保持願います。

b) 事務局 :

特許出願が終了するまで提出された学生の論文については、「論文のデータ化」、「論文要旨の冊子化」「論文の冊子化」、「紀要への要約提供」が行われないよう管理する。